



COLLABORATION

公益社団法人川越法人会広報誌

2022
10

川越市 富士見市 三芳町

ふじみ野市

坂戸市

鶴ヶ島市

日高市

毛呂山町

越生町

No.230



川越法人会の皆さまへ

川越市市制施行100周年となる「川越まつり」が開催されます。

川越法人会では、法人会の会員皆様に祭りを楽しんでいただき、会員様がお立ち寄りできるよう『川越法人会お休み処』を開設します。

今回、埼玉りそな銀行さまのご協力により、幸町の真ん中にあります同行の旧川越支店店舗前にテントを設置します。

皆さまが、お祭り見物の途中にお立ち寄りいただける休憩所としてお待ちしております。是非、足をお運びください。



『川越法人会お休み処』詳細

設置場所：埼玉りそな銀行 旧川越支店（洋館）前
川越市幸町4番1号

設置日時：令和4年10月15日（土）

11:00～19:00 予定

令和4年10月16日（日）

11:00～19:00 予定



表紙説明 「川越まつり（川越市）」

（全日写連川越支部・三好紘一氏）

川越まつりは、慶安元年（1648年）に当時の川越藩主松平信綱が、氷川神社に獅子頭や神輿などの祭礼用具を寄進したことに始まります。

今年は3年振りの開催となり、市制施行100周年の歴史に残る、山車29台が勢揃いする内容です。

祭りの形態は江戸天下祭の影響を強く受け、絢爛豪華な山車が曳き廻されます。



着任のごあいさつ

川越税務署長

丸山 稔

この度の人事異動により川越税務署長を拝命いたしました丸山でございます。美しい自然と歴史、文化が見事に調和したこの地に勤務できることを大変光栄に思っております。前任の新保同様、よろしくお願いいたします。

公益社団法人川越法人会の会員の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会は、全国でも有数の会員数を誇る単位会として、「よき経営者を目指すものの団体」という理念のもと、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組んでおられると伺っております。各種研修会や「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、企業の健全な発展に貢献しておられるほか、租税教室への講師派遣並びに「税に関する絵はがきコンクール」の開催を通じ、租税教育の推進にもご貢献いただいております。さらに、公開講演会や清掃活動など、社会貢献活動についても積極的に展開され、地域社会から高い評価と厚い信頼を得ておられます。

これもひとえに、藤倉会長をはじめとする役員及び会員皆様方のご熱意の賜物であり、そのご努力に対し、心から敬意を表します。

さて、令和5年10月から始まる消費税のインボイス制度につきましては、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が昨年10月から開始されました。制度開始とともに適格請求書発行事業者になるためには、原則として、来年3月末までに登録申請を行っていただく必要があります。申請期限が近づきますと、申請件数が増え、登録までに時間がかかることが予想されますので、登録を予定されている場合には、早めにe-Taxで申請していただくことをお勧めしております。

インボイス制度の円滑な実施のためには、事業者

の皆様は制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただく必要があります。

国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」では、制度を解説した動画や各種パンフレット等を掲載し情報提供を行っているほか、税務相談チャットボットによる相談を受け付けております。

川越税務署では、インボイス制度の概要についての説明会と、登録をすべきか検討されている方向けの説明会を毎月2回ずつ開催する予定でございますので、積極的にご参加いただければと思います。

また、国税庁では、納税者の利便性向上と社会全体のコスト縮減のため、キャッシュレス納付の利用促進に向けた取組を進めており、現在約3割にとどまるキャッシュレス納付割合を、令和7年度までに4割とすることを目指しております。

キャッシュレス納付には、振替納税、ダイレクト納付、クレジットカード納付など様々な方法がございますが、今年12月には新たな納付手段として、スマートフォンを利用した決済サービス（スマホアプリ納付）の導入も予定しております。

まだキャッシュレス納付をご利用いただいていない場合には、是非、ご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

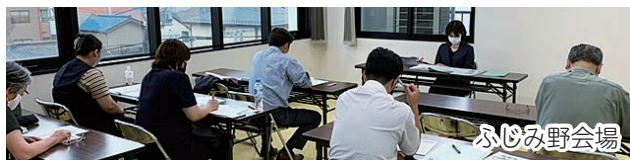
貴会が税務行政のよき理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じております。今後とも皆様と一層の連携・協調を図り、税務行政の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人川越法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



法人決算研修会

7月の法人決算研修会は4ヶ所（ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、ウェスタ川越）にて開催しました。今回は各回とも参加者が多く、インボイス制度についての質問等も多く出ていることから、関心度合いが高まっているようでした。



ふじみ野会場



ウェスタ川越会場



坂戸会場



鶴ヶ島会場

公開セミナー

「公開セミナー」が7月12日にウェスタ川越にて開催されました。テーマは「インボイス制度実務対応セミナー」であり、いよいよ来年10月から開始されます。登録は3月末までとなっており、1年を切ったことから、非常に多くの皆さんが参加されました。



税制委員会

7月22日、川越プリンスホテルにて税制委員会が開催されました。当日は川越税務署から水野統括国税調査官をお招きし、税制改正アンケート調査結果についての検証、令和5年度の税制改正要望の取りまとめのほか、意見交換を行いました。



正副会長会議・常任理事会

8月8日（月）に川越プリンスホテルにて正副会長会議及び常任理事会が開催されました。

当日は事業報告と今後の事業予定についての議事のほか、会員増強活動について議論が交わされました。また、70周年事業に向けての委員会組成についても取り上げられました。



正副会長会議



常任理事会

青年部会では7月21日から1泊2日で「県外研修旅行」を、新潟（湯沢）から長野（善光寺・戸隠）方面にて実施いたしました。

視察研修では、錦鯉発祥の地である小千谷市の「錦鯉の里」を訪れ、19世紀初頭から今日まで続く事業の継続や工夫・発展の様子を学びました。



9月14日（水）川越税務署において、租税教室講師研修会が開催されました。

川越法人会青年部会からは、仕事の合間を縫って4名の会員が研修に参加しました。今後の租税教室の開催の際には、講師として活動していただきますので、よろしくお願いします。



青年部会の例会・納涼会が8月27日（土）に川越市場内の「ばべきゅ〜る」にて行われました。数年ぶりの開催となりましたが、天候にも恵まれ楽しい時間を過ごしました。

新入会員も複数名参加され、青年部会の魅力の一つを堪能していただけたようです。



9月15日（木）5年振りとなる青年部会親睦コンペが、東松山カントリークラブにて開催されました。当日は6組23名の参加があり、新入会員やOBを含めた会員相互の交流の場として活かしました。その後は地元に戻り、「割烹 川島」にて表彰式を兼ねた懇親パーティーを実施し、さらに会員相互の交流が深まりました。



組織増強会議

8月26日（金）ラ・ボア・ラクテにて、川越市内の役員と市内金融機関各支店を対象として、会員増強に向けての「組織増強会議」が開催されました。昨年度の実績による感謝状を手渡すとともに、今年度の会員増強活動に注力してもらうための顔合わせの場となりました。コロナの感染拡大を懸念し、懇親会は行わず食事会に変更して実施いたしました。



女性 部会

暑気払い

7月4日（月）に女性部会では暑気払いを実施しました。場所は、川越の“HATSUNEYA GARDEN（ハツネヤガーデン）”さんにて、19名の会員様にご出席いただきました。

夏の暑さが少し涼むような、素敵な時間を共有することができた一夜となりました。



今後の女性部会予定

11月3日、4日
一泊研修旅行（於：長野県）

11月18日
女性部会税務研修会
（法人会公開講演会も同日開催）
（於：川越プリンスホテル）

お申し込みの際は、
法人会事務局まで
ご連絡ください



緑のトラスト表彰

「さいたま緑のトラスト基金」への 寄付感謝状授与式

去る7月15日（金）に、埼玉県知事公社にて行われました感謝状授与式にて、当法人会は長年にわたる寄付を行っていることから、感謝状をいただきました。

当日は、川越法人会富永専務理事が出席し、目良聡（めら さとし）環境部長より、賞状が授与されました。



地区会だより

◆富士見地区会

7月8日	正・副会長会	富士見市商工会
8月9日 9月13日	清掃事業	ふじみ野駅周辺
		鶴瀬駅周辺
		みずほ台駅周辺
9月29日	役員会	富士見市商工会

◆三芳地区会

9月9日	正・副会長会	三芳町商工会館
9月13日	「消費税インボイス制度」 & 「改正電子帳簿保存法」 解説セミナー	三芳町商工会館

◆ふじみ野地区会

7月15日	研修委員会	ふじみ野市商工会館
7月20日	報告総会	ふじみ野市商工会館
7月21日	「電子帳簿保存法超入門セミナー」	ふじみ野市商工会館
7月28日	厚生委員会	ふじみ野市商工会館
9月8日	厚生委員会	ふじみ野市商工会館
9月29日	地区会ゴルフ大会	東松山カントリークラブ

◆中央東地区会

7月15日	総会	割烹 川島
-------	----	-------

◆中央西地区会

7月	総会	(書面開催)
----	----	--------

◆中央南地区会

7月29日	役員会	古稀殿
9月2日	役員会	小川菊

◆霞ヶ関地区会

7月21日	役員会	中華菜館しま
-------	-----	--------

◆坂戸地区会

9月7日	正・副会長会	坂戸市商工会館
------	--------	---------

◆鶴ヶ島地区会

7月1日	会員連絡総会	アルカーサル迎賓館川越
------	--------	-------------

◆毛呂山地区会

7月14日	役員会	毛呂山町商工会館
7月14日	総会	毛呂山町商工会館

新入会員紹介



川越市

(株)東洋化学焼付塗装	金属焼付塗装業	吉田677-23
山一商事(有)	不動産賃貸	新宿町3-8-2
(株)CSサポート	サービス業	小仙波町4-17-50
(株)GATE BONDS	運輸業	豊田町2-33-10 アミティエⅡ202
(株)セキュアシステムズ	電気通信工事業	郭町2-22-1
(有)上野設備	空調設備工事	大字南田島2036-7
川越じゅーしー	卸売・小売・飲食	古谷上2723-11
BARON	小売業	新富町1-1-6 ルネスアーク503
(株)エクスペリエンスデザイン	小売業	伊勢原町4-14-2
(有)高井光学	ガラス加工業	藤間1002-5
丸新産業(株)	製造業	笠幡2708-8

富士見市

(株)クロストゥーユー	総合保険代理店	西みずほ台2-4-5 みずほ台宝マンション211
川畑 大	弁護士	ふじみ野西1-4-2 ルシーダⅡ101

ふじみ野市

(有)さくらホーム	不動産業	福岡3-1-15
-----------	------	----------

坂戸市

nuance	フリーランス	中小坂769-60
(有)誠和電気	建設業	中小坂733-123

鶴ヶ島市

特定非営利活動法人すくすく	サービス業(子ども保育)	下新田211-3
---------------	--------------	----------

毛呂山町

(株)のこぎりや	小売業	中央3-43-17
----------	-----	-----------



いまさら聞けない

No.3

Sustainable
Development
Goals



株式会社ワンバレット 津久井 悠生
(川越法学会中央南地区会 会員)

はじめに

第2回では実在する事例と共に「思わぬ落とし穴」についてお話ししました。今回は、SDGs達成に向けて実在する事例と共に、取り組みの「方向性」についてお話しします。



SDGsの方向性とは？

ここでいう方向性とは、「具体的な取り組み」ではなく、「どのように17の目標の達成に向き合うか」を指します。

方向性① 新たな技術の開発と運用（技術の開発）

まずは、株式会社豊翔さんの事例をご紹介します。豊翔さんは、埼玉県主催の第一回彩の国SDGs技術賞で「奨励賞」を受賞した「フードタイムマシン」を開発しました。



※「株式会社豊翔 飲食事業部」より一部引用

フードタイムマシンでは、素材の鮮度と美味しさを閉じ込めたまま、食材をマイナス60度で保存するシステムです。活用方法によっては、食材の長期保存や、廃棄の減少、さらには海のない埼玉県でも漁れたての鮮魚を楽しむことができます。「食材が腐らないなんてあり得ない！」と思われる方も多いのではないのでしょうか？しかし、現実として開発され、少しずつ導入件数が増えているとのこと。このような夢のある技術を開発し、17の目標の解決を図るのが一つ目の方向性です。

方向性② 廃棄物を活用した価値の創造（廃棄物を見直す）

次に、アサヒユウアス株式会社さんの事例をご紹介します。アサヒユウアスさんは「廃棄コーヒー豆」を原料にしたクラフトビールや、サンドイッチ製造で発生し、活用しきれない「パンの耳」を乾燥加工し、原料に使用したクラフトビールの製造を行なっています。さらには「食べられるカップ」の開発も他社と共同で行っています。



※「アサヒグループホールディングス株式会社プレスルーム記事」より一部引用

このように、廃棄しているもの、廃棄せざるを得ないもの、さらには商品を製造するにあたり出てくる副産物の中には、新たな価値の創造に繋がるポテンシャルを持つものがあるのです。自社で出ている廃棄物を確認し、どのように活かせるかを考えるのが二つ目の方向性です。

方向性③ 上記の取り組みに対して、資金提供や知識提供する。商品を使用する。

自社で技術開発や活動が完結することも勿論良いことですが、現実問題として「何から始めて良いかわからない」や「自社で部署を立ち上げて活動するのは難しい」という声をよく聞きます。そのようなお悩みの皆様にお勧めする方向性です。

SDGs17番目の目標「パートナーシップで目標を達成しよう！」が、日本において重要な課題であると言われています。秘密保持などの関係もありますが、もしかしたら他社のSDGs取り組みや技術開発の課題を解決できるのは貴社かもしれません。

最後に

まずは、ここまでお読み頂き、誠にありがとうございました。SDGsへの取り組みは自社で技術開発をするだけではありません。あらゆる可能性に目を向け、さまざまな立場の人が自分たちの得意なこと携わることで、より効果的な取り組みに繋がります。

このコラムをお読み頂いた皆様のお悩みが、少しでも解決されましたら嬉しく思います。

インボイス制度説明会のご案内

事業者の皆様、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

【説明会の主な内容】

- ・ インボイス制度の概要
- ・ 売手側、買手側のインボイス発行（受領）の注意点
- ・ 登録申請の方法等

**参加無料
事前登録制**

【説明会の日程】

開催日時	開催場所	定員	お問合せ先
令和4年10月26日 13時30分～ 14時30分	川越税務署 4階会議室 (川越市大字並木452番地の2)	40名 【事前登録制】 (申込期限：10月24日)	川越税務署 法人課税第一部門 Tel049-235-9447 (ダイヤルイン)
令和4年11月2日 9時00分～ 10時00分	川越税務署 4階会議室 (川越市大字並木452番地の2)	40名 【事前登録制】 (申込期限：10月31日)	川越税務署 法人課税第一部門 Tel049-235-9447 (ダイヤルイン)
令和4年11月29日 13時30分～ 14時30分	川越税務署 4階会議室 (川越市大字並木452番地の2)	40名 【事前登録制】 (申込期限：11月25日)	川越税務署 法人課税第一部門 Tel049-235-9447 (ダイヤルイン)
令和4年12月1日 9時00分～ 10時00分	川越税務署 4階会議室 (川越市大字並木452番地の2)	40名 【事前登録制】 (申込期限：11月29日)	川越税務署 法人課税第一部門 Tel049-235-9447 (ダイヤルイン)

- 感染予防のため、会場は換気を行い、講師や参加者同士の距離を確保しています。当日は、マスク着用の上、会場入口に設置した消毒液で手指の消毒をお願いします。
- 駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用など車でのご来場はご遠慮ください。
- **新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。**

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税のインボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



川越税務署

インボイス制度説明会のご案内

～ 消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け ～

今まで消費税の申告をしたことがないなど、消費税の基本的な仕組みから知りたい方向けに、インボイス制度に関する説明会を開催します。
インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている場合は、こちらの説明会をお勧めしておりますので、ぜひご参加ください。

【説明会の主な内容】

- ・ 消費税の基本的な仕組み
- ・ インボイス制度の基本的な事項

**参加無料
事前登録制**

【説明会の日程】

開催日時	開催場所	定員	お問合せ先
令和4年10月26日 15時00分～ 16時00分	川越税務署 4階会議室 (川越市大字並木452番地の2)	40名 【事前登録制】 (申込期限：10月24日)	川越税務署 個人課税第一部門 Tel049-235-9465 (ダイヤルイン)
令和4年11月2日 10時30分～ 11時30分	川越税務署 4階会議室 (川越市大字並木452番地の2)	40名 【事前登録制】 (申込期限：10月31日)	川越税務署 個人課税第一部門 Tel049-235-9465 (ダイヤルイン)
令和4年11月29日 15時00分～ 16時00分	川越税務署 4階会議室 (川越市大字並木452番地の2)	40名 【事前登録制】 (申込期限：11月25日)	川越税務署 個人課税第一部門 Tel049-235-9465 (ダイヤルイン)
令和4年12月1日 10時30分～ 11時30分	川越税務署 4階会議室 (川越市大字並木452番地の2)	40名 【事前登録制】 (申込期限：11月29日)	川越税務署 個人課税第一部門 Tel049-235-9465 (ダイヤルイン)

- 感染予防のため、会場は換気を行い、講師や参加者同士の距離を確保しています。当日は、マスク着用の上、会場入口に設置した消毒液で手指の消毒をお願いします。
- 駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用など車での来場はご遠慮ください。
- **新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。**

インボイス制度に関する一般的なご相談は、
軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

インボイス制度に関する情報は、
国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

【特設サイトへ】



川越税務署

消費税の申告を
したことがないけれど
登録はすべき？



インボイス制度説明会
申込受付中！

その疑問に
お答えします！



オンライン説明会

毎週開催 質問はチャットで！



税務署での説明会！

毎月2回程度開催！



動画で確認！



YouTube

国税庁動画
チャンネル



軽減・インボイスコールセンター

【フリーダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）



税務相談チャットボット

「チャットボット」ただいま公開中！

インボイス制度の疑問にふたばがお答えします！



詳しくは国税庁ホームページをご覧ください！

税務署

令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）から 法人税等及び消費税等の「申告書等用紙」※

の送付を取りやめます

国税庁の取組

- 国税庁では、令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、「申告書等用紙」の送付に代えて、確定申告書提出期限や提出部数、中間申告分の法人税額などを記載した「申告のお知らせ」を送付します。

（法人税予定申告書及び消費税中間申告書については、従来のとおり送付します。）

（※） 「申告書等用紙」とは、法人税等確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税等確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。

- 「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は致しかねますので、確定申告書の提出に際しては、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

- 書面の「申告書等用紙」が必要な場合は、国税庁ホームページに各種様式を掲載していますので、そちらを出力してご利用いただきますようお願いいたします。

《掲載先》 「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」

- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。

詳しい情報は、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。



国税庁

ホームページはこちら

法人番号7000012050002



消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、10%です（注1）。
基準期間（注2）の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。（注1）飲食料品（酒類を除きます。）及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率（8%）が適用されます。

（注2）基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者になります。



期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%）となります。

区 分		卸売業 (第 1 種事業)		小売業 農林漁業(飲食料品 の譲渡に係る事業) (第 2 種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第 3 種事業)		飲食店業など (第 4 種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第 5 種事業)		不動産業 (第 6 種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する 納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税 売上高	各 月 売上高	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額
万円 1,000	万円 84	万円 10	万円 0.9	万円 20	万円 1.7	万円 30	万円 2.5	万円 40	万円 3.4	万円 50	万円 4.2	万円 60	万円 5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

（注1）上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

（注2）令和3年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

（注3）課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】 8:30 ~ 17:00（土日祝除く）



詳しくはこちら↑

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

Q 検索

便利な
納付方法は
裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!



インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくはこちら→

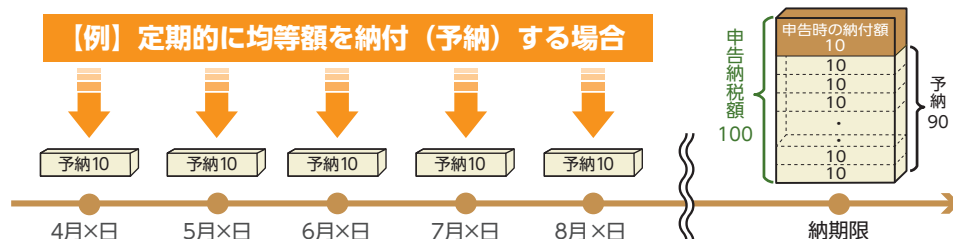


■ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「[ダイレクト納付の手続](#)」をご覧ください。



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。



国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で振替依頼書を提出する必要がありますが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できるようになりました。(注) 個人の方に限ります。



詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

任意の中間申告制度

任意の中間申告制度 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^{（注）}から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）」で受け付けております。



詳しくはこちら↑

【フリーダイヤル】 0120-205-553 【受付時間】 9:00 ～ 17:00（土日祝除く）

※ 軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

「事業承継」の準備は進んでいますか？



埼玉県よろず支援拠点 伊藤 隆雄(税理士)

上場企業2社の工場経理部門で経理業務を幅広く担当。主に原価計算、管理会計など、企業の利益管理に携わる。埼玉県よろず支援拠点では、税務・会計・原価計算の相談対応や、成長志向の中小企業支援を中心に活動している。



1. 後継者は決まっていますか？

経営者が60代の企業の約50%、80代の企業の約32%が後継者不在であり、多くの企業で事業承継の準備が進んでいません(図1)。

2. 事業承継とは？

① 人の承継

後継者を選定し、育成を行うことです。

親族内承継、社員への承継、M&Aによる企業外部への承継があります(図2)。

② 資産の承継

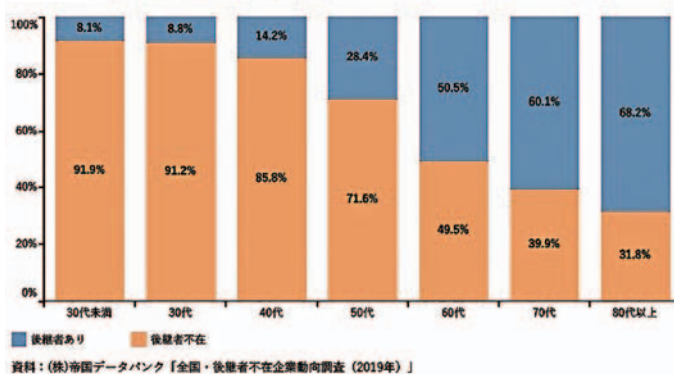
後継者へ自社株式、事業用資産、運転資金を引き継ぐことをいいます。

③ 目に見えにくい経営資源(強み)の承継

経営理念、人材、技術、ブランド、ノウハウ、顧客基盤など、会社の強みとなる「知的資産」を引き継ぐことをいいます。

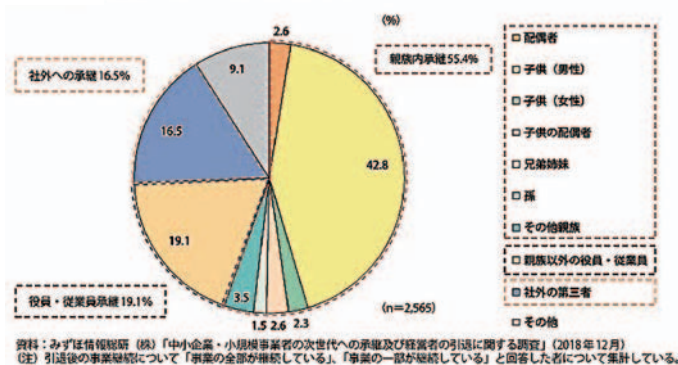
出所：中小企業基盤整備機構「中小企業経営者のための事業承継対策」令和3年度第2版より

社長年齢別に見た、後継者決定状況



(図1)

事業承継した経営者と後継者との関係



(図2)

3. 埼玉県よろず支援拠点の支援事例

70代後半の経営者の方と一緒に取り組んだ事業承継の事例です。後継者不在に悩まれていましたが、同社が所有する許認可や入札資格に高い価値があることから、毎月対話を重ね3年間の伴走支援を経て、従業員承継が実現しました。私達は、その従業員とも対話を重ね、経営者と従業員の両社から、事業を継がせること、継ぐことへの「腹落ち」を得て、かつ、債務超過のため、借入金のある3つの金融機関の同意もいただきました。事業承継についてご不明な点がございましたら、各地域の法人会や税理士、埼玉県よろず支援拠点にご相談ください。

何度でも

何度でも 経営相談無料
埼玉県よろず支援拠点



ポストコロナの新時代、資金繰りや売り上げ拡大など経営を一緒に考えます！

こんなご希望はありませんか？

- ✓ 補助金・助成金の申請方法について知りたい
- ✓ 売り上げを増やしたい
- ✓ 商品開発、ブランド化を進めたい
- ✓ 自社ホームページのアクセス件数を増やしたい
- ✓ 事業承継の準備をしたい等

埼玉県内の中小企業・
小規模事業者であれば
何度でも無料で
ご相談いただけます。



■ よろず支援拠点とは？

経済産業省・中小企業庁が、全国47都道府県に設置する経営なんでも相談所です。

中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方の売上拡大、経営改善など経営上のあらゆるお悩みの相談に無料で対応します。相談については、中小企業支援に特に優れた能力・知見・実績等を有する専門コーディネーターが担当します。まずは、お気軽にお問合せください。



【相談会場のご案内】

相談会場は、大宮をはじめ県内27カ所に出張
相談所・サテライト相談所を設置しております。
最寄りの「よろず支援拠点」をご利用ください。
(事前予約制)



出張相談所	相談会場	所在地	開催日
川越①	ウェスタ川越 5F 創業支援ルーム	川越市新宿町1-17-17	第2・4水・第3木
川越②	ウェスタ川越 4F 埼玉県川越比企地域振興センター相談室	川越市新宿町1-17-17	第3木
坂戸	坂戸市商工会 2F 会議室B	坂戸市薬師町31-3	第3水

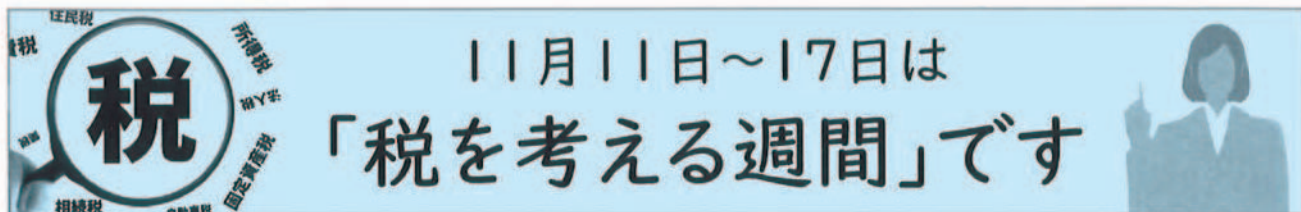
相談予約・問合せは、電話またはホームページから

TEL:0120-973-248

<https://saitama-vorozu.go.jp/> ▶

平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00 ※土日祝日・年末年始を除く





国税庁では、毎年11月11日から17日までの一週間を「税を考える週間」とし、皆様に税の仕組みや目的等について考え、理解を一層深めていただく広報・広聴週間としています。

法人会でも毎年「税を考える週間」に合わせて事業を実施しています。

詳しくは、各法人会の会報誌・ホームページをご覧ください。

◆税を考える週間記念講演会：11月29日（火）さいたま新都心合同庁舎 1号館講堂

◆税務大学校公開講座：11月11日（金）～17日（木）オンライン配信

日	曜日	法人会	場 所	行 事 と 主 な 内 容
10月				
21日	金	越 谷	サンシティ越谷市民ホール	税に関する絵はがきコンクール選考会
11月				
1日	火	大 宮	ソニックシティ市民ホール	公開講演会（講師：やくみつる氏）
2日	水	秩 父	秩父地産センター	公開講演会（講師：元サッカー日本代表 福西 高志氏）
7日～16日	月～水	浦 和	浦和法人会管内13駅	税に関する絵はがきコンクールポスター掲出 対象駅：浦和、さいたま新都心、与野、北浦和、南浦和、北与野、与野本町、南与野、中浦和、武蔵浦和、西浦和、東浦和、浦和美園
9日、14日	水、月	上 尾	埼玉県県民活動総合センター	e-Tax 研修会
11日	金	朝 霞	朝霞税務署管内小学校 東武朝霞駅構内	租税教育用下敷き配布 法人会PRポスター掲出
11日～17日	金～木	朝 霞	地域新聞	法人会からの提言（令和5年度税制改正に関する提言） 広告掲載
		春日部	イオンモール春日部 イトーヨーカドー春日部店	税に関する絵はがきコンクール・標語・作文作品展 税に関する絵はがきコンクール・標語・作文作品展
			事務局・支部のある施設	「税を考える週間」啓発のぼり掲出
13日	日	川 口	SKIP シティ	第14回税に関する絵はがきコンクール全作品展・表彰式 青年部会「親子で学ぶぜいとマネー講座」（共催：埼玉県消費生活支援センター）
14日	月	浦 和	浦和ワシントンホテル	女性部会県民の日租税教育事業「親子で楽しむmagicshow!」
		朝 霞	朝霞駅前 朝霞市産業文化センター	税の啓発活動（共催：朝霞税務署管内納税協力団体） 法人会指定税務講習会・法人会落語
15日	火	熊 谷	ホテルガーデンパレス	租税教室・税務署長講話 公開講演会（講師：渋谷 健氏）
		行 田	行田市商工センター	優良従業員表彰式・税務署長記念講演・納税表彰
16日	水	大 宮	ソニックシティ市民ホール	納税表彰式にて中学生の税の作文に法人会長表彰贈呈
		越 谷	サンシティ越谷市民ホール	税務署長講話・納税表彰式
		春日部	春日部市民文化会館	税の週間公開講座
		朝 霞	朝霞市民会館	納税表彰式・第7回税に関する絵はがきコンクール
		所 沢	所沢中央公民館	納税表彰式にて高校生の税の作文に法人会長表彰贈呈
17日	木	朝 霞	ベルセゾン	公開講演会（弁護士：北村 晴男氏）
		所 沢	所沢市民文化センターミューズ	税務署長講話、文化講演会（講師：ロンドンオリンピック卓球女子団体銀メダリスト 平野 早矢香氏）
		川 越	川越プリンスホテル	公開講演会（講師：草野 仁氏）
18日	金	春日部	春日部市民文化会館	「租税教室+N響コンサート」春日部市立幸松小学校
21日	月	大 宮	ソニックシティ会議室	電子帳票勉強会
		東松山	東松山市民文化センター	税務研修会・税務署長講話
27日	日	上 尾	上尾市文化センター	税に関する絵はがきコンクール表彰式・作品展

（令和3年9月2日時点）

※新型コロナウイルス感染拡大防止等の理由から、予定が変更になる場合もございます。

※最新の情報および詳細は、各法人会にお問い合わせください。

会員紹介



三共木工株式会社

100年のその先へ

1917年に川越で創業し100余年が経過しました。現在の本業は段ボール製造事業ですが、その他にも貸倉庫事業、タクシー事業、教習所事業、ガソリンスタンド事業、書店ホビー事業等を展開しています。最近では新規事業として、農業事業「@FARM」や、ドローンスクール及びドローン開発・製造事業「DEARISE」を開始しました。これまでの100年に感謝をし、新たな100年を創造していきます。

Sankyo

三共木工グループ

住所 〒350-1151 川越市今福2776番地2
TEL 049-243-4011 FAX 049-243-4013 営業時間 8:00~17:00
定休日 土曜、日曜、祝日 URL <http://www.sankyo-mokko.co.jp/>



水野税務会計事務所

お困りの際は、ぜひ当事務所にご相談ください！

先代以来50余年、川越にて事務所を営んでおります。税理士と職員2名の小さな事務所ですが、その分、小回りが効くうえ、税理士本人の対応が可能です。もちろん、電子申告や書面添付も行っていますし、経営革新等支援機関として経営計画策定のお手伝いも。インボイス制度や電子帳簿保存法など、税を取り巻く環境はますます複雑になっていきます。お困りの際は当事務所へ!!

住所 〒350-1114 川越市東田町15番地10
TEL 049-246-3571 FAX 049-246-3199 営業時間 9:00~17:00
定休日 土曜、日曜、祝日(事前連絡により対応可) URL <https://www.mizuno-z.jp>



武蔵野ビル管理サービス株式会社

日常・定期清掃、建設竣工クリーニングから警備まで

弊社は埼玉県全域でビル総合管理業務を営んでおります。日常・定期清掃、警備業、建設竣工クリーニング、工場や事務所店舗等の清掃や難易度の高い高所作業、精密機器やマシニング清掃まで。エアコン清掃はご家庭用タイプから業務用エアコン、空調機エアハンユニット、ダクト洗浄まで承っております。建設現場では警備から雑工事、竣工クリーニングと一通貫で承っております。

住所 〒350-0804 川越市下広谷1128-11
TEL 049-215-7932 FAX 049-290-3873 営業時間 8:00~17:00
定休日 年中無休 URL <https://musashino-buildingservice.com/>

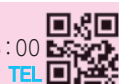


薄井美布社労士事務所

笑顔で楽しく丁寧な仕事を心がけております！

特定社会保険労務士の薄井美布(うすいみほ)と申します。大切な従業員が安心して働ける職場環境づくりには、適切な労務管理。正確で迅速な社会保険や労働保険の手続きが必要と考えます。会社と従業員を守るお手伝いができればと日々感謝の気持ちで精進しております。また、病気や障害で働くことが難しくなった方に支給される障害年金の請求も代行しています。年金や労務についてお気軽にご相談ください！

住所 〒350-0067 川越市三光町
TEL 080-5546-2199 FAX 049-293-2307 営業時間 9:00~18:00
定休日 日曜、祝日



県内経済の動き

概況 埼玉県景気は、厳しい状況が徐々に緩和される

景気動向指数 改善を示している

5月のCI(コンポジット・インデックス)は、先行指数:126.4(前月比▲5.0ポイント)、一致指数:85.3(同+1.6ポイント)、遅行指数:85.4(同▲1.2ポイント)となった。

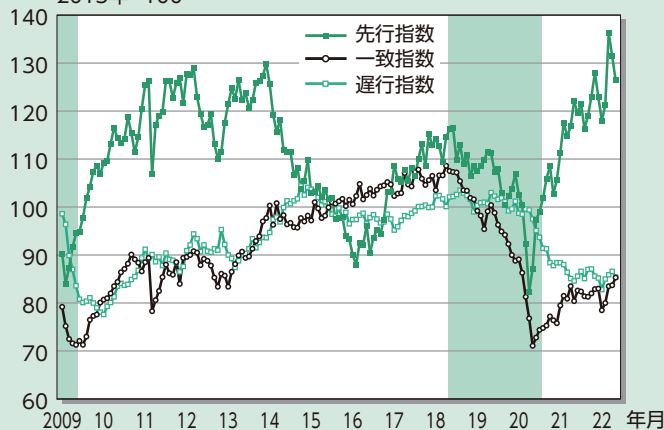
先行指数は2カ月連続の下降となった。

一致指数は4カ月連続の上昇となった。基調判断となる3カ月後方移動平均は、前月比+1.73ポイントと、2カ月連続の上昇となった。埼玉県は景気の基調判断を「足踏みを示している」から「改善を示している」に上方修正した。

遅行指数は4カ月ぶりの下降となった。

景気動向指数の推移

2015年=100



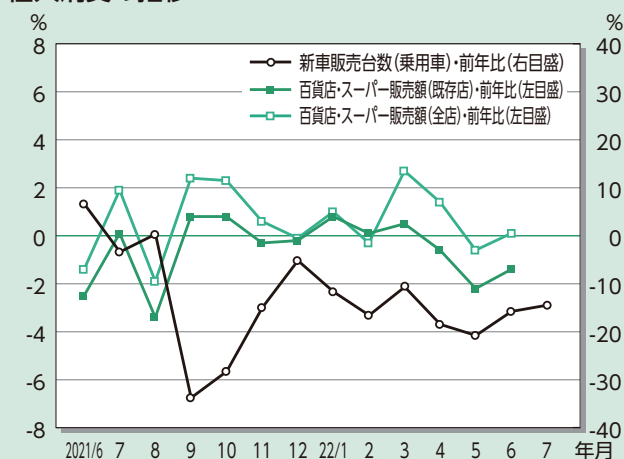
資料:埼玉県(注)網掛け部分は埼玉県の景気後退期。2018年から2020年にかけての景気後退期は暫定的に設定されたもの

個人消費 百貨店・スーパー販売額は3カ月連続で減少

6月の百貨店・スーパー販売額は1,084億円、前年比▲1.4%(既存店)と3カ月連続で減少した。業態別では、百貨店(同+1.6%)は増加したが、スーパー(同▲1.8%)は減少した。新設店を含む全店ベースの販売額は同+0.1%と2カ月ぶりに増加した。

7月の新車販売台数(乗用車)は9,679台、前年比▲14.5%と11カ月連続で減少した。車種別では普通乗用車が6,021台(同▲9.4%)、小型乗用車は3,658台(同▲21.7%)だった。

個人消費の推移



資料:経済産業省、日本自動車販売協会連合会

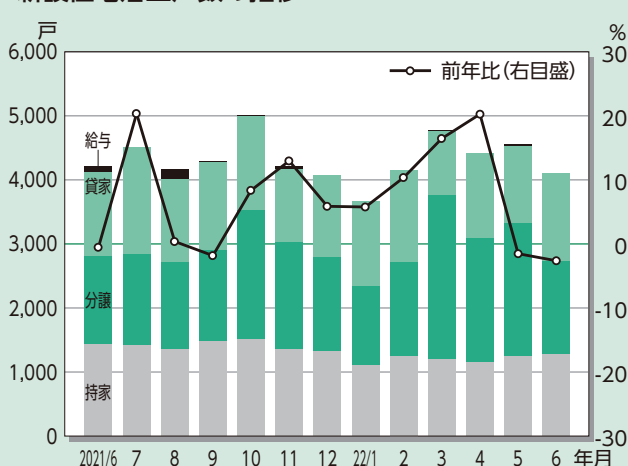
住宅 2カ月連続で前年を下回る

6月の新設住宅着工戸数は4,106戸となり、前年比▲2.6%と2カ月連続で前年を下回った。

利用関係別では、貸家が1,368戸(同+4.8%)と2カ月ぶりに、分譲が1,459戸(同+5.0%)と5カ月連続で増加したものの、持家が1,278戸(同▲10.6%)と4カ月連続で減少した。

分譲住宅は、戸建てが1,335戸(同+17.3%)と12カ月連続で増加したものの、マンションが112戸(同▲55.2%)と2カ月連続で減少した。

新設住宅着工戸数の推移



資料:国土交通省

なかで、持ち直しの動きがみられる

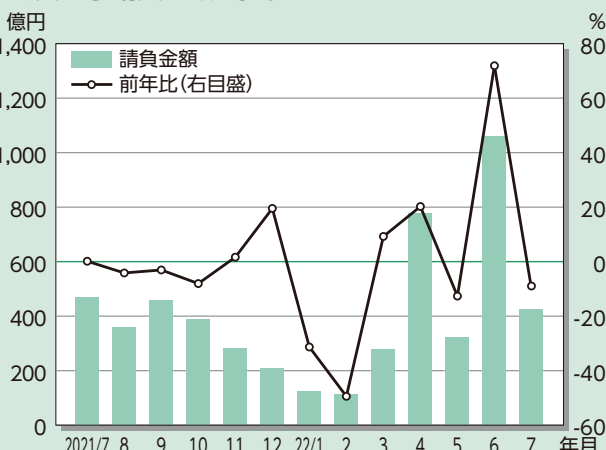
公共工事 2カ月ぶりに前年を下回る

7月の公共工事請負金額は424億円、前年比▲9.8%と2カ月ぶりに前年を下回った。2022年4~7月までの累計は、同+23.0%と前年を上回って推移している。

発注者別では、独立行政法人等(同+71.7%)と市町村(同+5.4%)が増加したものの、国(同▲51.3%)、都道府県(同▲10.0%)が減少した。

なお、7月の請負件数は885件(同+6.4%)と前年を上回っている。

公共工事請負金額の推移



資料：東日本建設業保証(株)

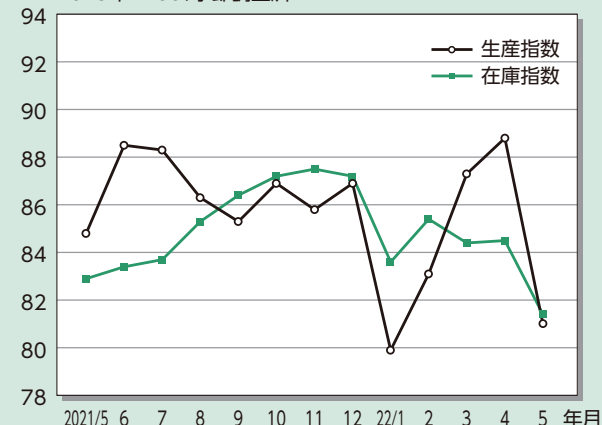
生産 4カ月ぶりに減少

5月の鉱工業指数をみると、生産指数は81.0、前月比▲8.8%と4カ月ぶりに減少した。業種別では、輸送機械、業務用機械、家具など5業種が増加したものの、化学、情報通信機械、生産用機械など18業種が減少した。

在庫指数は81.4、前月比▲3.7%と2カ月ぶりに減少した。業種別では、電子部品・デバイス、電気機械、非鉄金属など7業種が増加したものの、輸送機械、化学、パルプ・紙・紙加工品など13業種が減少した。

鉱工業指数の推移

2015年=100、季節調整済



資料：埼玉県

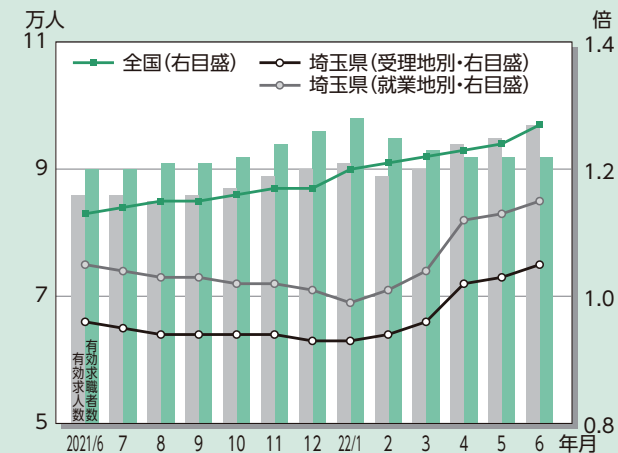
雇用 有効求人倍率は前月から上昇

6月の受理地別有効求人倍率は、前月から0.02ポイント上昇の1.05倍となった。

有効求職者数が92,210人(前月比▲0.3%)と、2カ月ぶりに前月を下回ったなか、有効求人数は97,179人(同+1.9%)と4カ月連続で前月を上回った。新規求人倍率は、前月から0.01ポイント上昇の1.80倍となっている。

なお、6月の就業地別有効求人倍率も、前月から0.02ポイント上昇の1.15倍であった。

有効求人倍率の推移



資料：埼玉労働局

(注1) 使用している値は季節調整値
(注2) 就業地別有効求人倍率は、埼玉県内を就業地とする、県外での受理分を含めた求人数で算出された参考値



法人会がお取次ぎいたします

税務相談・融資相談のご案内

税 務 相 談

主催：関東信越税理士会
川越支部

融 資 相 談

主催：日本政策金融公庫
川越支店

※新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相談にも、迅速かつきめ細やかな対応を行います。

相 談 日	会 時 場 間
※随時相談に応じます	関東信越税理士会 川越支部事務局 9：00～12：00 13：00～15：00

相 談 日	会 時 場 間
※随時相談に応じます	日本政策金融公庫 川越支店 13：00～16：00

※相談ご希望の方は、公益社団法人川越法人会事務局までご連絡ください。

〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越5F

公益社団法人 川 越 法 人 会

電話 049-257-6191 FAX 049-257-6190



税務相談・融資相談 申込書

(どちらかに○印を付けてください)

相談ご希望日 令和 年 月 日

申込者名

住 所

電 話

担当者名



税務の解説書や経営に役立つ小冊子等を無料で提供したり、DVDの無料貸し出しを行ったりしています。ぜひご利用ください。

小冊子の無料提供

(作品例)

Pick Up!

コロナ禍からの回復に役立つ
会社税務のポイント

Pick Up!

中小企業が知っておきたい
電子帳簿保存法 ポイントと対応

📖 中小企業のためのSDGsと経営

📖 成功する！
会社業務のデジタル化

📖 テレワークで生まれる
新しい働き方

📖 税務調査で指摘されない
ウィズコロナ時代の
法人税務Q&A

📖 会社の決算・申告の実務

📖 税制改正のあらまし

📖 今日から使える！
ビジネスマナーの基本と実践

📖 新設法人のための会社の税金ガイドブック

📖 消費税複数税率の区分経理・申告ハンドブック

📖 基本を理解する経営分析

📖 防災のしおり

📖 ポジティブ睡眠法

📖 不動産相続 手続きと税金

📖 同一労働同一賃金 対応の基本

📖 テレワークで生まれる新しい働き方

📖 睡眠の見直しからはじめる免疫力の高め方

📖 逆境に負けない元気な会社の経営戦略

📖 いのちと家族を守る イツモ防災・安心BOOK

📖 調査事例で理解する 法人税の税務判断のポイント

📖 必ず成功する事業承継「14の法則」

📖 コストダウン&時間効率化
仕事力を育てる新・片づけ術

📖 コミュニケーション力を高める人付き合い
のコツ<15の魔法>



DVDの無料貸し出し

(作品例)

Pick Up!

税理士100人に聞きました

「決算・申告実務間違えやすい5つのポイント」

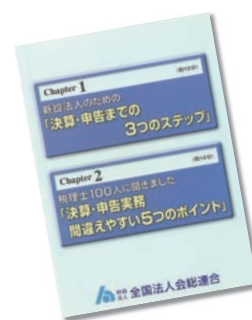
14分

Pick Up!

今企業に求められる

危機管理・企業防災の重要ポイント

96分



📀 新設法人のための

「決算・申告までの3つのステップ」

13分

📀 「A4」1枚アンケートで

利益を5倍にする方法

93分

📀 リスクを減らしてピンチを

チャンスに変える会社のつくり方

53分

📀 けんたくんの大冒険「租税教育用」

16分

📀 クレーム対応の巧拙が企業生命を左右する

57分

📀 ビジネスシーンもマナーでアピール

38分

📀 オフィスでできる！簡単エクササイズ

41分

📀 「攻め」の営業の仕組み作り

64分

📀 電話対応マナー

61分

📀 生き残る会社の決算書

50分

📀 防犯は想像力だ

111分

📀 労働トラブルから会社を守る！

とっておきのマナー

70分

📀 部下の能力をトコトン引き出す

コミュニケーション術

113分

📀 成約率を10倍にする究極の名刺交換術 103分

申込先：公益社団法人 川越法人会事務局

電話 049 (257) 6191 FAX 049 (257) 6190



法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。
これまでも、これからも企業の
繁栄をサポートしつづける
経営者大型総合保障制度です。

DAIDO 大同生命保険株式会社

埼玉西支社/埼玉県川越市藤田本町6-20(くぼたビル6F)
TEL 049-246-1766

AIG AIG損害保険株式会社

埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区大門町3-54(富士火災大宮ビル)
TEL 048-641-4050

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集团扱の割安な保険料でご加入いただけます。

今からはじめましょう。
アフラックから、
しっかり頼れる介護保険、誕生。

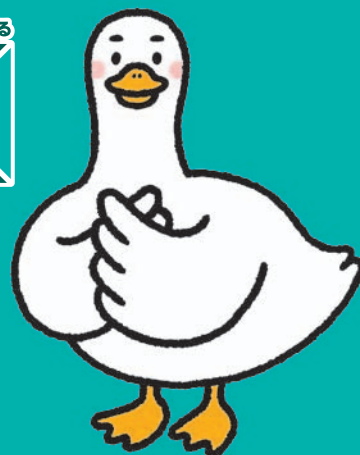


人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

特長1 要介護1以上に認定された場合、一時金をお支払いします

特長2 要介護3以上に認定されている場合、介護年金をお支払いします

特長3 要介護1以上に認定された場合、以後の保険料のお払込みは不要です



◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

埼玉西支社 〒359-0037 所沢市くすのき台3-18-3 第二リングスビル 2F

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和2年版 インシュアランス生命保険統計号

P21043 AFツール-2021-0112 7月16日